

社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会

部会、分科会及び委員会等設置規程

制定	平成 5 年	4 月 1 日
全部改正	平成 1 9 年	1 月 2 6 日
一部改正	平成 2 0 年	1 月 2 5 日
一部改正	平成 2 1 年	9 月 2 5 日
一部改正	平成 2 9 年	3 月 2 4 日
一部改正	平成 3 0 年	3 月 2 8 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会定款第 34 条第 4 項の規定に基づき、この社会福祉法人（以下、「本会」という。）に設置する部会、分科会及び委員会等について必要な事項を定める。

(部会の設置)

第 2 条 社会福祉事業の推進及び連絡調整を図るため、社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会会員規程第 2 条に規定する正会員（以下、「本会正会員」という。）をもって組織する次の部会を置く。

- (1) 地域福祉関係団体部会
- (2) 当事者団体部会
- (3) 専門機関部会
- (4) 学識経験者部会

2 本会正会員の所属する部会については、別表 1 のとおりとする。

(部会の構成)

第 3 条 部会の円滑な運営を図るため、部会に部会長、副会長及び部会員を置く。

2 部会長及び副会長は、部会員の互選によるものとする。

(分科会の設置)

第4条 部会活動の活発化及び部会運営に必要な特定課題等を審議するため、部会員による分科会を置くことができる。

2 分科会の名称及び所管事項については、別表2のとおりとする。

(分科会の構成)

第5条 分科会の円滑な運営を図るため、分科会に分科会長、副分科会長及び分科会員を置く。

2 分科会長、副分科会長は、分科会員の互選によるものとする。

(委員会)

第6条 本会の運営に必要な特定事項の調査・研究・審査等し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申するために、本会会員及び本会会員以外の有識者による委員会を置くことができる。

2 委員会の名称及び所管事項については、別表3のとおりとする。

(委員会の構成)

第7条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によるものとする。

(任期)

第8条 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

(施行期日)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成19年1月26日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成19年1月26日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成20年1月25日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成30年3月28日から施行する。